

回 覧

令和7年5月吉日

高野原町内会 会員各位

令和7年度高野原町内会定期総会のご質問についてのご報告

日ごろより町内会活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、本年度の総会において出されたご質問に対して、改めて回答をいたします。

記

質問①

支出の部で額の大きかった役員報酬や会務行動費の内訳について

回答①

役員報酬は、規約22条により、会長、副会長や部長等へ手当として支給しています。一方、会務行動費については、諸活動の準備や運営等に携わった場合の対価として支払っています。一般的に、公務員や会社員の場合には、会議に出席する場合には規定の交通費や、その作業のため拘束される時間により額が決定されることが多いです。しかし任意団体である町内会では、これらの算出方法は馴染まないで、それぞれの活動に対して額を決定しています。例えば、防火防犯部のパトロールや各班の班長さんたちの集金業務等に対しても、一定額の手当を支給しています。

なお、支給範囲や額については、今後も協議をしていきます。

質問②

事務関係費（コピー機のリース代、他）について

回答②

費用の大半を占めるコピー機のリース代は、事務作業の負担軽減を鑑み、スピーディに大量に印刷でき、かつ自動製本機能を有する機器、またアフターサービスがあるリース業者を選定していました。印刷事務の負担軽減を前提に機器購入や事務サービスの外注も含め、今後協議をしていきます。

質問③

集会所の利用料について、他の団体と差が出ているものについて

回答③

団体代表の方へ町内会認定団体の加入手続きを案内する予定です。

質問④

役員改選の流れについて

回答④

規約14条（2）①に則り、役員会にて役員（会長、監事）の人選を協議の上、選出しております。その後、規約10条により、総会において選任するという流れに沿って、現在は役員改選を進めています。また、副会長以下の役員については、総会後に会長が委嘱しています。

なお、役員の選任方法については、今後も役員会にて協議をしていきます。

以上